

ポイント1 公社等外郭団体等と連携・協調する

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、県が進める施策に対して公社等外郭団体等と協働して取り組んでいくことが必要です。

info 公社等外郭団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が出資をし、かつ、県職員を派遣している法人など（いずれも株式会社を除く。）

ポイント2 公社等外郭団体の健全経営を確保する

公社等外郭団体については、平成22年3月策定の「新・高知県行政改革プラン」及び平成23年3月に策定した「公社等外郭団体改革実施計画」に基づき、平成22～26年度において、存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体等の「廃止」又は「縮小」に取り組んできました。

現在存続している28団体は、今後も引き続き健全な経営を確保し、県が公社等外郭団体を通じて実施する行政目的が効率的かつ効果的に果たされるよう次の観点から、適切な助言、指導及び必要な見直しを行っていきます。

- ア 健全経営の確保
- イ 存在意義の薄れた団体の廃止・統合
- ウ 情報公開の促進等
- エ 県退職後の再就職に係る透明性・公平性の確保

ポイント3 公社等外郭団体の自律性の向上及びガバナンス強化を支援する

人口減少対策として、県民の所得の向上を目指す民間事業者の取組を先導するためにも、県立文化施設等の一定の集客が見込める施設を管理・運営している公社等外郭団体においては、より高付加価値のサービスを提供し、職員の所得向上を図ることが期待されています。

また、小規模な団体においては、多様化するハラスメントなどのコンプライアンスの取組について、団体独自で対策することが困難な状況にあります。

このため、一定の基準に該当する公社等外郭団体を「自律性向上団体」、「ガバナンス強化支援団体」に分類し、自律性の向上及びガバナンス強化のための取組を支援します。

ポイント1 公社等外郭団体等と連携・協調する

産業振興計画や日本一の健康長寿県構想など、県が進める施策に対して公社等外郭団体等と協働して取り組んでいくことが必要です。

info 公社等外郭団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が出資をし、かつ、県職員を派遣している法人など（いずれも株式会社を除く。）

ポイント2 公社等外郭団体の健全経営を確保する

公社等外郭団体については、平成22年3月策定の「新・高知県行政改革プラン」及び平成23年3月に策定した「公社等外郭団体改革実施計画」に基づき、平成22～26年度において、存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体等の「廃止」又は「縮小」に取り組んできました。

現在存続している28団体は、今後も引き続き健全な経営を確保し、県が公社等外郭団体を通じて実施する行政目的が効率的かつ効果的に果たされるよう次の観点から、適切な助言、指導及び必要な見直しを行っていきます。

- ア 健全経営の確保
- イ 県の人的関与の縮小
- ウ 存在意義の薄れた団体の廃止・統合
- エ 情報公開の促進等
- オ 県退職後の再就職に係る透明性・公平性の確保

1. 考え方

- ＜背景＞ 人口減少対策として、県民の所得向上を目指す民間事業者の取組を先導するためにも、県立文化施設等において、より高付加価値のサービスを提供し、職員の所得向上を図ることが期待。
- ＜現状＞ 県立文化施設等で管理者として県から直に指定された財団等の運営には、職員給与への上限や剰余金の納付等、県からの厳しい制約により財団等の自主的判断で職員の処遇改善等を行う自由度が低い。
- ＜改善策＞ 財団等の施設管理運営事業による収入の用途への制約や剰余金の納付義務を撤廃。財団等は可処分利益増加の機会を獲得。
これとセットで、指定管理者選定プロセスの原則に則り、管理者の公募を行うことにより、管理者としての妥当性を客観的に担保。
- ・ 県からの指定管理業務の基本部分については、人事委員会勧告に準じた団体職員の給与引き上げ財源を含め、県が管理代行料を措置。
→ これを上回るさらなる処遇改善分の財源として自主事業の増収分を充てることができるものとするもの。
 - ・ 今回の見直しは、県からの指定管理業務の基本部分を変更するものではなく、自主事業の実施と利益処分に関する自由度を増し、財団等の創意工夫を促そうとするもの。
→ 自主事業の増収分は、財団等の判断で、職員の処遇改善だけではなく公益的事業の拡大等、他の用途に充てることも妨げないもの。

2. 概要

① 自律性向上団体

一定の集客が見込める施設（利用者数等が年間50,000人以上の施設）を管理・運営している公社等外郭団体を「自律性向上団体」と分類

＜自律性向上団体として分類する団体（R7.10.1時点）＞

- ① 公益財団法人 高知県文化財団
- ② 公益財団法人 高知県牧野記念財団
- ③ 公益財団法人 高知県のいち動物公園協会
- ④ 公益財団法人 土佐山内記念財団
- ⑤ 公益財団法人 高知県スポーツ振興財団
- ⑥ 一般財団法人 高知県地産外商公社

② 改革の概要

従来の指定管理業務の内容と管理代行料を維持しつつ、管理者の選択肢を広げ、創意工夫を生かせる仕組みを導入

- ア 自律性向上に関する計画を策定
- イ 自主事業の拡大（自律性向上に関する計画に基づき実施）
- ウ 指定管理者の選定について、直指定の施設は公募※へと切り替え、剰余金の納付を免除
- エ 職員給与等における制約を撤廃
- オ 常勤役員の登用に関する公募の実施を要請

※ 高知城歴史博物館について、山内家の宝物資料は、保存管理等を土佐山内記念財団が行う前提で山内家から寄贈を受けたものであるため、宝物資料の保存管理等は同財団に委託し、その他の建物管理業務を公募

③ 専門性・継続性を担保するための対応

現在の指定管理者の職員のうち、希望する者が現状を下回らない処遇で継続雇用されるよう、公募要領等で条件付け等

- ・ 原則として、小規模（プロパー職員20人以下）かつ県の財政支出割合が高い（経常収益における県の委託料、補助金等の支出割合が90%以上）公社等外郭団体を「ガバナンス強化支援団体」として分類します。
- ・ ガバナンス強化支援団体については、ガバナンスの強化をはじめとする効率的・効果的な運営を図るため、県の支援を強化していくこととし、次の取組を行います。

ア 県が実施しているハラスメント等の研修への参加を要請
イ 要請に応じて、県の職員を常勤役員として派遣

<ガバナンス強化支援団体として分類する団体※（R7.10.1時点）>

- ① 公益財団法人 高知県スポーツ協会
- ② 公益財団法人 高知県国際交流協会
- ③ 一般社団法人 高知県Uターンサポートセンター
- ④ 高知県信用保証協会

※ 公益財団法人高知県人権啓発センターは、分類基準に合致するものの、ハラスメント等の研修を主たる事業として実施している団体であることからガバナンス強化支援団体には加えない。

P.26及びP.27は新たに追加するもの